

変動金利定期預金〔複利型〕

平成26年2月24日現在

1. 商品名	・ 変動金利定期預金〔複利型〕
2. 商品コード	・ 000001
3. 販売対象	・ 個人のみ
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 3年 ・ 定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができます。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
6. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 自動継続後の適用金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 預入時の店頭表示利率を適用します。預入日から6ヶ月毎に適用利率を変更します。 ・ 店頭表示利率(期間プレミアムを含みます) <ul style="list-style-type: none"> ① 300万円未満 スーパー定期(6ヶ月) + 期間プレミアム ② 1,000万円未満 スーパー定期300(6ヶ月) + 期間プレミアム ③ 1,000万円以上 大口定期(6ヵ月) + 期間プレミアム * 期間プレミアムは満期日まで一定となります。 ・ 継続日における変動金利定期預金の店頭表示利率を適用します。 ・ 期間プレミアムも継続日の期間プレミアムとなります。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算です。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 手数料	—————
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (詳しくは「総合口座」をご覧ください) ・ マル優のお取扱いができます。

11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、お預入れ期間に応じた「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により、6ヵ月毎の複利計算したお利息とともに支払います。
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お各様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日が休日に該当した場合（自動継続・自動解約扱いは除く）、翌営業日を満期日とさせていただきます。 ・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・通帳・証書のお取扱いができます。 ・ATM、テレホンバンキングなどでのお取扱いはできません。
15. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます）